

# 平成28年度臨時福祉給付金と 障害・遺族基礎年金受給者向け 給付金の申請受付を開始

申請期間 9月1日～平成29年2月28日

## 臨時福祉給付金とは？

消費税率引き上げによる影響を緩和するため、所得の少ない方に対して、制度的な対応を行うまでの間の、暫定的・臨時的な措置として実施するものです。

### 支給対象

原則、平成28年1月1日時点で西条市に住民票があり、平成28年度市民税(均等割)が課税されていない方。

ただし、次に該当する場合などは、支給対象になりません。

- ご自身を扶養している方に平成28年度市民税(均等割)が課税されている場合
- 生活保護制度の被保護者となっている場合

### 支給額(1回のみ支給)

支給対象者1人につき3千円

## 障害・遺族基礎年金受給者向け給付金とは？

賃金引き上げの恩恵が及びにくい低所得の年金受給者を支援するため、暫定的・臨時的な措置として実施する給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)で、今回の申請受付は、所得の低い障害・遺族基礎年金受給者を対象としたものです。

### 支給対象

平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年5月分の障害基礎年金、遺族基礎年金等を受給されている方。

ただし、低所得の高齢者向け給付金を受給された場合は、支給対象になりません。

### 支給額(1回のみ支給)

支給対象者1人につき3万円

## 各給付金の申請方法

支給対象と思われる方(世帯)に、申請書(請求書)と案内チラシを8月下旬に送付しますので、申請書が届いたら、内容をご確認ください。申請は、申請書に必要事項を記入・押印し、次に掲げる必要書類を添付して、市へ郵送するか、市の受付窓口へ直接提出してください。

### 必要書類(申請書に添付)

- 支給対象者全員分の運転免許証または保険証などのコピー(本人確認書類)
- 給付金を受け取る口座の通帳またはキャッシュカードのコピー

### 申請期間

平成28年9月1日(木)～平成29年2月28日(火)

## 注意事項

- 申請受付後、支給の可否を審査します。
- 給付金の支給後に、支給対象でないことが判明した場合は、給付金を返還していただきます。
- DV(ドメスティックバイオレンス)被害者の方の手續きについては、別途ご相談ください。
- 年金生活者等支援臨時福祉給付金には、障害・遺族基礎年金受給者向け給付金のほか、低所得の高齢者向け

給付金があります。低所得の高齢者向け給付金の申請受付は、終了しています。

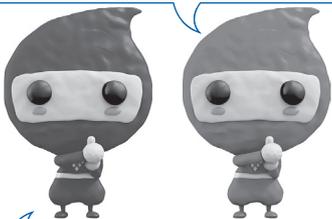
○給付金をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。市や厚生労働省の職員が電話や訪問によって、世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

## 各給付金の受付窓口・問合せ

- 市庁舎本館1階  
臨時福祉給付金事務局  
Tel 0897-52-5786
- 各総合支所  
臨時福祉給付金受付窓口  
Tel 0898-64-2700 (東予)  
Tel 0898-68-7300 (丹原)  
Tel 0898-72-2111 (小松)
- 厚生労働省給付金専用ダイヤル  
Tel 0570-037-1192

(オー！みないいきゅう)

給付金をかたる  
振り込め詐欺・個人情報詐取に  
ご注意ください！



厚生労働省給付金キャラクター「カクニンジャ」

不審な電話や郵便があったら市や警察署、または警察相談窓口電話 #9110へご連絡ください！